



県章

三重県公報

平成5年8月6日 金曜日 第471号

目次

告示

- | | |
|----------------------|-----------|
| ○ 保安林の指定をする予定である旨の通知 | (林業課) 1 |
| ○ 道路の区域変更及びその関係図面の縦覧 | (道路維持課) 3 |
| ○ 道路の供用開始及びその関係図面の縦覧 | (同) 4 |
| ○ 都市計画の変更及びその関係図書の縦覧 | (都市計画課) 5 |

公告

- | | |
|------------------------------------|-----------|
| ○ 土地改良区の設立認可申請を適当と決定した旨及びその関係書類の縦覧 | (耕地課) 5 |
| ○ 同件 | (同) 6 |
| ○ 土地改良区の定款変更の認可 | (同) 6 |
| ○ 土地区画整理組合の設立認可 | (都市計画課) 6 |
| ○ 都市計画の図書の写しの縦覧 | (同) 7 |
| ○ 同件 | (同) 7 |
| ○ 同件 | (同) 7 |
| ○ 同件 | (同) 8 |
| ○ 同件 | (同) 8 |
| ○ 同件 | (同) 8 |
| ○ 建築基準法の規定による道路の位置指定及びその関係書類の縦覧 | (建築営繕課) 9 |

お知らせ

- | | |
|--------------------------|--------------|
| ○ 第二種大規模小売店舗における小売業に関する件 | (大規模小売店舗審議会) |
|--------------------------|--------------|

告示

三重県告示第433号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨、通知があった。

課長

課長 和佐

主幹

主幹

主幹

主幹

主幹

主幹

主幹

主幹

平成 5 年 8 月 6 日

三重県知事 田 川 亮 三

第 1

1 保安林予定森林の所在場所

安芸郡美里村大字桂畑字荒井227の2、字小瀬戸1198の1、大字南長野字米山949の1、字北丸953の11、954の1、大字平木字竜谷1435の1、字龍谷1435の39から1435の44まで、字北河内1593の26、字桜尾1608の1、1608の15、一志郡美杉村八知字真谷4851、4852、字倉骨5234の29、5234の39

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、北伊勢地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

第 2

1 保安林予定森林の所在場所

一志郡美杉村奥津字小瀧2175の1、2177、2178、2180の3、字サガノ1964の5、字小平谷2186、字藪ノ谷2236から2238まで、字上廣2354の1から2354の3まで、字上廣2354の4、2354の6、字上廣2355の1、2356の3、字腰前1411の2、1412の1、1413、1414、1414の1、1414の2、1415、1417、1422、1422の1、1423の1、石名原字岳ノ洞3363の37、字貝山71の1、89、89の1、92、93、字大平107、川上字小屋ノ谷718、字大サコ4382、4383、字大ザコ4383の1、字下ノ向4385、4388から4391まで

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、北伊勢地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

「次のとおり」は、省略し、その関係書類を三重県農林水産部林業事務局林業課及び関係村役場に備え置いて縦覧に供する。

三重県告示第434号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、「関係図面」は、三重県土木部道路維持課に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供する。

平成 5 年 8 月 6 日

三重県知事 田 川 亮 三

第 1

1 道路の種類 県 道

2 路 線 名 阿田和停車場跡線

3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
南牟婁郡御浜町大字上野字杉本202-2番地先から 南牟婁郡御浜町大字上野字杉本198番地先まで	旧	5.00~12.40	60.00
南牟婁郡御浜町大字上野字岩籠221-2番地先から 南牟婁郡御浜町大字上野字杉本192-1番地先まで	旧 新	9.00~25.00	440.00

第 2

1 道路の種類 県 道

2 路 線 名 磯部大王自転車道線

3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
志摩郡磯部町坂崎字長磯2番地先から 志摩郡磯部町坂崎字大方142-3番地先まで	旧 新	2.60~5.50 3.00~3.00	476.00 475.00

第 3

1 道路の種類 県 道

2 路 線 名 磯部大王自転車道線

3 道路の区域

区	間	旧新 の別	敷地の幅員 メートル	延 メートル	長 メートル
志摩郡磯部町坂崎字長磯2番地先から		旧	2.60~5.50		476.00
志摩郡磯部町坂崎字大方142-3番地先まで		旧 新	3.00~3.00		475.00

第4

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 磯部大王自転車道線
- 3 道路の区域

区	間	旧新 の別	敷地の幅員 メートル	延 メートル	長 メートル
志摩郡磯部町坂崎アブミ152-3番地先から		旧 新	2.60~3.00		115.00
志摩郡磯部町坂崎字大方142-3番地先まで		新	3.00~12.00		115.00

第5

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 三畑四日市線
- 3 道路の区域

区	間	旧新 の別	敷地の幅員 メートル	延 メートル	長 メートル
四日市市采女町字花ノ木851-2地先から		旧 新	5.70~11.00		284.00
四日市市采女町字名倉1830-1地先まで		新	12.00~35.00		322.00

第6

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 三畑四日市線
- 3 道路の区域

区	間	旧新 の別	敷地の幅員 メートル	延 メートル	長 メートル
四日市市采女町字花ノ木851-2地先から		旧 新	5.80~11.00		285.00
四日市市采女町字名倉1831-2まで		新	12.00~35.00		317.00

三重県告示第435号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

なお、「関係図面」は、三重県土木部道路維持課に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供する。

平成5年8月6日

三重県知事 田 川 亮 三

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 磯部大王自転車道線	志摩郡磯部町坂崎字長磯2番地先から 志摩郡磯部町坂崎字大方142-3番地先まで	平成5年8月6日

三重県告示第436号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により名張都市計画道路を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該都市計画の図書を縦覧に供する。

平成5年8月6日

三重県知事 田 川 亮 三

- 1 都市計画を変更する土地の区域
3・5・11号平尾南町下比奈知線
3・5・16号平尾朝日町線
都市計画図書において表示する。

- 2 縦覧場所
三重県土木部都市住宅局都市計画課

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第8条第1項の規定により、櫛田土地改良区の設立認可申請は、適当と決定した。

なお、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成5年8月6日

三重県知事 田 川 亮 三

- 1 縦覧に供する書類の名称
(1) 土地改良事業計画書の写し
(2) 定款の写し
- 2 縦覧の期間
平成5年8月6日から同月26日まで
- 3 縦覧の場所

松阪市役所

土地改良法（昭和24年法律第195号）第8条第1項の規定により、漕代土地改良区の設立認可申請は、適当と決定した。

なお、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成 5 年 8 月 6 日

三重県知事 田 川 亮 三

1 縦覧に供する書類の名称

- (1) 土地改良事業計画書の写し
- (2) 定款の写し

2 縦覧の期間

平成 5 年 8 月 6 日から同月26日まで

3 縦覧の場所

松阪市役所及び明和町役場

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、大淀土地改良区（多気郡明和町大淀甲173番地）の定款変更を平成 5 年 7 月27日認可した。

平成 5 年 8 月 6 日

三重県知事 田 川 亮 三

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第14条第1項の規定により、楠町北五味塚東町土地区画整理組合の設立を次のとおり認可した。

平成 5 年 8 月 6 日

三重県知事 田 川 亮 三

1 組合の名称

楠町北五味塚東町土地区画整理組合

2 事業の施行期間

平成 5 年 8 月 6 日から平成 7 年 3 月31日まで

3 施行地区

三重郡楠町大字北五味塚字汐入の一部

4 事務所の所在地

三重郡楠町大字北五味塚1734番地の1

5 設立認可の年月日

平成 5 年 8 月 6 日

6 事業年度

初年度は平成 5 年 8 月 6 日から平成 6 年 3 月31日まで、次年度以後毎年 4 月 1 日から翌年 3 月31日まで

7 公告の方法

組合事務所の掲示場及び三重郡楠町役場の掲示場に掲示する。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該都市計画の図書の写しを縦覧に供する。

平成 5 年 8 月 6 日

三重県知事 田 川 亮 三

1 都市計画の種類

四日市都市計画地区計画

新正地区地区計画

2 縦覧場所

三重県土木部都市住宅局都市計画課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該都市計画の図書の写しを縦覧に供する。

平成 5 年 8 月 6 日

三重県知事 田 川 亮 三

1 都市計画の種類

四日市都市計画地区計画

日永地区地区計画

2 縦覧場所

三重県土木部都市住宅局都市計画課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該都市計画の図書の写しを縦覧に供する。

平成 5 年 8 月 6 日

三重県知事 田 川 亮 三

1 都市計画の種類

鈴鹿都市計画地区計画

岸岡地区地区計画

2 縦覧場所

三重県土木部都市住宅局都市計画課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該都市計画の図書の写しを縦覧に供する。

平成 5 年 8 月 6 日

三重県知事 田 川 亮 三

1 都市計画の種類

鈴鹿都市計画地区計画

野町東部地区計画

2 縦覧場所

三重県土木部都市住宅局都市計画課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該都市計画の図書の写しを縦覧に供する。

平成 5 年 8 月 6 日

三重県知事 田 川 亮 三

1 都市計画の種類

鈴鹿都市計画地区計画

太陽の街地区計画

2 縦覧場所

三重県土木部都市住宅局都市計画課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該都市計画の図書の写しを縦覧に供する。

平成 5 年 8 月 6 日

三重県知事 田 川 亮 三

1 都市計画の種類

津都市計画地区計画

一身田上津部田地区地区計画

2 縦覧場所

三重県土木部都市住宅局都市計画課

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、関係図書は、所管の県民局土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成 5 年 8 月 6 日

三重県知事 田 川 亮 三

指 定 年 月 日	申 請 者 氏 名	住 所	道 路 の 位 置 番 号	道路幅員及び延長	
				道路幅員 番号 (m)	延長 (m)
平成 5 年 7 月 22 日	東和都市開発株式会社 代表取締役 村 林 明 和	松阪市黒田町308-23	松阪市垣鼻町字里中16-14-1外1筆	A	5.0 25.3

お知らせ

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律施行規則（昭和49年通商産業省令第17号）第9条の規定により、次のとおり公示しますから、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(1)氏名又は名称及び住所 (2)事業者にあつては、その事業の種類 (3)略歴（法人及び団体にあつては、事業の沿革） (4)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて本日から2週間以内に三重県商工労働部商工振興課に到着するように提出してください。

平成 5 年 8 月 6 日

三重県大規模小売店舗審議会

会長 永 合 寛

1 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地

(株)牛虎エスシーハイジー

伊勢市船江3丁目1985番地の1ほか22筆

2 届出者の名称及び閉店時刻並びに休業日数

届出者の名称	閉店時刻	休業日数
脇田英男	午後10時	年間3日
秋吉勝身	午後10時	年間3日
(株)光 揚	午後10時	年間3日
(有)ルック	午後10時	年間3日

——うましくに、ひろがる世界——



第94回

国民文化祭・みえ94

ミーム

平成6年10月22日(土)～30日(日)

毎週火、金曜日発行

購読料(送料共) 1箇月 2,260円

1箇年 27,120円

平成5年8月6日印刷発行

津市広明町13番地

三

重

県

印刷 三重県総務部学事文書課